

## 伊万里市インターンシップ推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、産業人材の育成及び学生の市内就職を図るため、インターンシップの受け入れを実施する市内の事業者に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することとし、その補助金については、伊万里市補助金等交付金規則（平成9年伊万里市規則第9号。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学生 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学院（専門職大学院を含む。）、大学（専門職大学を含む。）、短期大学（専門職短期大学を含む。）、高等専門学校又は専修学校に在籍する者をいう。

(2) 事業者 市内に事業所、事務所又は営業所を有する個人又は法人で、中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条に規定する中小企業者及び小規模企業者をいう。ただし、次の者を除く。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（法第2条に規定する中小企業者及び小規模企業者以外の会社。以下同じ。）が所有している者

イ 発行済株式が総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者

(3) インターンシップ 学生を対象に、事業者が一定期間実施する就業体験をいう。

(4) 実習生 事業者が実施するインターンシップに参加する学生をいう。

(補助対象事業者)

第3条 この要綱による補助金を受けることができる者は、次の各号に定める要件をみたす者とする。

(1) 第2条第2号に規定する事業者の要件を満たすこと。

(2) 申請時において市税に滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。

(1) 宗教上の組織、団体又は政治団体

(2) 伊万里市暴力団排除条例（平成24年伊万里市条例第1号）に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者（当該者から委託を受け同条第13項に規定する接客業務委託を行う者を含む。）

(4) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当でないと認めるもの  
（補助対象事業）

第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に定める要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内の事業所、事務所又は営業所（以下「事業所等」という。）で実施するインターンシップであること。

(2) 実習生1人につき、実施期間が2日以上であること。

(3) 事業者と実習生が雇用関係にないこと。

(4) 実習生が事業者の代表者と三親等以内の親族でないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

(1) 宿泊費（インターンシップ実施期間において、市内宿泊施設の宿泊に要する経費）

(2) 交通費（実習生の住所又は居所とインターンシップを行う事業所等を往復するための経費）

(3) 保険料（インターンシップ実施期間において、実習生を対象として加入した保険に要する経費）

(4) 事業経費（インターンシップの受入れに必要な消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、技術指導等に要する原材料費、工具器具等の購入、保守・修繕に要する経費）

(5) その他市長が必要と認める経費

（補助金の交付額等）

第6条 補助金の交付額は、前条に規定する補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、算出される額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

2 学生1人あたりの補助金交付上限額は、25,000円とする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「補助事業者」という。）は、インターンシップの受け入れを開始しようとする10日前までに、伊万里市インターンシップ推進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 法人にあたっては履歴事項全部証明書

(2) 法人にあたっては資本金の出資者のわかる書類（法人税申告書の別表二「同族会社の判定に関する明細書」等）

(3) 個人事業主にあたっては運転免許証の写し

(4) 市税の納税証明書

(5) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、一の年度において、事業者1者につき、2回を限度とし、年間100,000円を上限とする。

（交付の決定）

第8条 市長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、交付を決定する場合はその決定の内容及びこれに条件を付したときはその条件を伊万里市インターンシップ推進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知することとし、交付しないことを決定した場合は、その理由を付して伊万里市イン

ターンシップ推進事業費補助金不交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付決定内容の変更）

第9条 前項の交付決定を受けた者は、交付決定の内容に変更が生じるときは、伊万里市インターンシップ推進事業費補助金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額に変更がない軽微な変更を除く。

2 市長は、前項の変更交付申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認められるときは、伊万里市インターンシップ推進事業費補助金交付変更決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（交付決定の取消及び返還）

第10条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取消すこととし、伊万里市インターンシップ推進事業費補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 交付を受けた補助金を目的以外に使用したとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、既に交付した補助金の全部または一部の返還を命ずるときは、伊万里市インターンシップ推進事業費補助金返還命令書（様式第6号）により行うものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、インターンシップが終了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに伊万里市インターンシップ推進事業費補助金実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（別紙2）
- (2) 領収書など資金使途が明確に確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、  
適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、伊万里市インターンシッ  
プ推進事業費補助金確定通知書(様式第8号)により補助事業者へ通知するもの  
とする。

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けよ  
うとするときは、伊万里市インターンシップ推進事業費補助金交付請求書(様式  
第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以  
内に補助金を交付するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとす  
る。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。